

学校評議員制度 Q&A

- 1 学校あたり何人で構成されているか。
平成16・17年度 平均9名
※評議員の定数は、15名以内とする。(新宿区立学校の管理運営に関する規則第11条の4)

- 2 人選はどのように行われているか。構成はどのようになっているか。
 - (1) 人選
 - ・学校評議員は、当該小中学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。(学校教育法施行規則)
 - ・評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦に基づき、委員会が委嘱する。(新宿区立学校の管理運営に関する規則第11条の4)
 - (2) 構成
保護者、自治会等、社会福祉関係、社会教育関係、学識経験者、企業関係 など
※平成16・17年度とも、保護者と自治会等で約5割、社会福祉・社会教育関係で約3割強

- 3 常に学校内の見回りなどして、生徒と先生の状況を把握しているか。月に1回程度のチェックか。
評議員は、会合時や学校行事等の学校公開時、又は校長の求めに応じて校内の参観等をしている。状況把握の頻度は学校の実態による。

- 4 学校評価の判断基準の公開できるシートは存在するか。
区立学校では全校で外部評価を実施しており、各学校は自校で作成した外部評価シートが存在する。学校内で行う職員による評価については公開されていない。

- 5 評議員全員の会合はもっているか。年に何回程度か。
各学校において開かれる会合は、学期に1回程度行われている。
(学校教育法施行規則、新宿区立学校の管理運営に関する規則第11条の4)
全校の評議員が一同に会する会はない。

- 6 公募による評議員は1校のみであり、来年度に実施できないか。
平成17年度は4校であり、今後も推進していく。

- 7 学校評議員の予算規模は。評議員の手当では。
予 算：738千円(消耗品費)
手当：なし
(新宿区立学校の管理運営に関する規則第11条の4の5：評議員は、無報酬とする。)

参考

○学校教育法施行規則（昭和二十三年文部省令第十一号）

第二十三条の三

小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

○新宿区立学校の管理運営に関する規則

（学校評議員）

第11条の4 地域に開かれた学校づくりを推進し、地域の実情に応じた特色ある教育活動を活発に展開していくため、小中学校に学校評議員(以下「評議員」という。)を置くことができる。

- 2 評議員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦に基づき、委員会が委嘱する。
- 3 評議員の定数は、15名以内とする。
- 4 評議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 評議員は、無報酬とする。
- 6 評議員は、校長の求めに応じて意見を述べるものとする。
- 7 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 評議員の設置等その他必要な事項は、校長が定める。

(平13教委規則6・追加)